（日曜日休刊）（定價三錢）

（縣廳局認可）

時事新報

第千二百廿三號
明治十九年三月十五日　月曜日
舊丙戌二月十日
月出午前六時十三分　月入午後六時六分
出午後六時零四十一分　月入午前二時零一分
滿潮午前零時零三分　午後零時零三分
（西暦一千八百八十六年）

社告

○時事新報豫約御購讀被成下候ニハ新報代價並ニ郵便料ハ必ズ前金ヲ以テ御拂入被成下度候又前金相切レ候ヘハ其日限リ新報ノ送達相見合セ候

○新報代價並ニ郵便料トシテ御送附相成候金員當方ニテ正ニ落手仕候節其都度番面ヲ以テ御通知ハ不申上其代リニ毎日御送達申上候新報ノ帯封裏面御名前ノ脇ニ(何月何日)ト記入仕候間御證可被成下候是ハ此日迄ノ新報代價並ニ郵便料トモ御拂濟相成居ル ニ付此日マデハ新報送達仕候ト申ス事ニ候

○郵便爲替又ハ銀行手接等ヲ以テ時事新報代價御拂入レ被成下候節當方ノ名宛ハ(時事新報社)ト致シ郵便爲換ナレバ(東京驛郵便局)ニテ受取ルベキ樣御取組被成下度候

○御住所ノ御都合ニテ郵便爲換又ハ銀行爲換等御取組被成下候後御不便ノ御方ニ限リ時事新報代價並ニ郵便料共一錢又ハ二錢ノ郵便切手ニテ御拂入レ被成下候テ苦シカラズ候

○時事新報豫約購讀ノ諸君ニテ住所御移轉等ノタメ新報配達先ヲ御取替ヘ被成度節ハ新舊兩方ノ所書ヲ併テ御通知被成下度候

○時事新報の見本御入用の御方は其旨東京日本橋區通三丁目十一番地時事新報社又は大坂東區高麗橋通五丁目卅四番地時事新報社出張所の内へ御申越被成下度左候へば代價並遞送料と申受けず右見本御送り可申上候

時事新報

日本國の鉄道事業三世界鉄道の統計を照せば日本鉄道の發達は彌々明あり

世界中に日本はゞ鉄道工事の進まざる國あると見ることの次第は前編既よりして趣を證したる所なれども尚ほ一層その事實を確めんために左の統計を掲ゲて讀者の高覽を訴へんとするなり

世界二十箇國鉄道線路の比較表

	英里	調査年度
日本	三二一	明治十九年二月
土耳格	九〇四	明治十五年
瑞威	九七一	明治十七年
丁抹	一、一〇六	同
埃及	一、二七六	同
和蘭	一、三二〇	同
智利	一、三七八	同
瑞西	一、八一〇	同
白耳義	二、六九九	同
墨西哥	三、四一〇	同
瑞典	四、〇〇〇	同
西班牙	五、一五七	同
伊太利	五、六五一	同
印度	一〇、八三二	同
墺地利匈牙利	一二、八二〇	同
露西亞	一五、二七四	同
佛蘭西	一六、九九五	同
英吉利	一八、六八一	同
日耳曼	二二、六一七	同
合衆國	一二八、四三〇	同

然れども鉄道線路の長と云ひ短と云ふは第一にその國の人口、第二にその國の面積と比較したる上ならでは精と爲す可らず、因て我國と更に右二十箇國の鉄道線路と各々その人口面積に對比して重て日本鉄道の割合の短少なる次第を示さん

各國の人口と對比したる鉄道の比較

	鉄道一英里ニ付人口
合衆國	四百三十二人
瑞典	一千一百人
瑞西	一千五百八十七人
智利	一千七百二十五人
丁抹	一千八百二十五人
英吉利	一千八百八十六人
諸威	一千九百八十二人
日耳曼	二千人
白耳義	二千〇九十九人
佛蘭西	二千二百十六人
墨西哥	二千九百三十四人
墺地利匈牙利	二千九百四十七人
和蘭	三千二百人
西班牙	三千二百八十四人
ブラヴル	三千四百二十八人
土耳格(歐領)	三千九百六十六人
伊太利	五千〇三十六人
露西亞(歐領)	五千〇四十二人
埃及	八千六百二十八人
印度	一萬七千百廿八人
日本	一万六千八百廿二人

各國の地積と對比しゝる鉄道の比較

	鉄道一英里に付地積四平方英里
白耳義	六平方英里
英吉利	九英里
日耳曼	九英里
和蘭	九英里
瑞西	九英里
佛蘭西	十二英里
丁抹	十二英里
墺地利匈牙利	十九英里
伊太利	二十英里
合衆國	二十四英里
西班牙	三十七英里
瑞典	四十三英里
土耳格(歐領)	七十六英里
印度	八十英里
露西亞(歐領)	一百二十一英里
諸威	一百二十六英里
智利	一百四十二英里
墨西哥	二百十八英里
埃及(本部)	三百〇九英里
日本	五百十二英里

右の如く日本國の鉄道は第一線路の延長その物に就て見るも第二人口と鉄道との比較に於てするも第三土地と鉄道との比較に於てするも實に幼稚至極のものにして右等の諸邦に對し甚だ以て赤面の次第とも申すべきなり、我日本人は開國三十年以來の進歩を自得して東洋は固より、西洋たりとも日本やど文明進歩の遲うなりし國いあきかの如くに考へ、自ら稱して東洋の英國などゝ儼然肩を聳やかして今の世界に立たんと欲する勇氣なきにしも非ざ甚だ痛快の談なれども偖退て熟々顧みるに是れ只人心の空に奔りて實際を忘れたるものゝ喩へば病人が手足に利かぬ癖に氣丈張りたるが如く、その正氣の程を遙に不正氣に優ると雖ども折角肝心の實を忘れて氣徒に雄ぶるも亦決して嘉みもべきにあらず文明の事は實あり其實の最も實なるものは鉄道電信汽船郵便の諸物にして國の文明の大小遲速は專ら此等事物の優劣に因ると今更改めて言ふべきにもあらず唯我日本人が斯くまでに大切なる鉄道の工事を等閑に附し置て少しもその拵取を急がざるとは取り也置さず日本國民い文明れ事に怠る者よりして文明の事を怠りつゝ能く今の文明世界に立て一國の獨立を維持せんとは寧ろ誤りの太甚しき者と云ふべきあり(未完)

官報

告示第十一號

東京大坂函館神戸船舶檢査所及大坂海員試驗所ヲ司檢所ト改稱ス

前記司檢所ニ於テ取扱フ所ノ事務ハ左ノ如シ

東京司檢所ニ於テハ　大坂及函館司檢所ニ於テハ

一海員技術試驗　一海員技術試驗

一船舶檢査　一船舶檢査

一水先人試驗

神戸司檢所ニ於テハ

一船舶檢査　一水先人試驗

右告示ス

明治十九年三月十三日　逓信大臣榎本武揚

○東京府布達甲第二十八號

明治十八年度郡部地方稅臨時收入豫算ノ決議ヲ經テ左ノ通相定ム

明治十八年度地方稅臨時支出收入豫算常置委員會

一金四百三十四圓四十一錢五厘　土木費

内譯

金四百三十四圓四十一錢五厘　道路費

明治十八年度地方稅臨時收入豫算

一金四百三十四圓四十一錢五厘　道路費

但收入過金四百三十四圓六十七錢二厘ノ内

右布達ス

明治十九年三月十三日　東京府知事高崎五六

○辭令

海軍少將　赤松則良

海軍機關工上長以下臨時試驗委員長被仰付(三月十二日内閣)

依願免本官(同)　非職元札幌農學校幹事　井川洌

奈良出張被仰付(三月十二日宮内省)圖書頭井上毅

二品能久親王隨行横須賀ヘ出張ヲ命ス(同)　侍從　毛利左門

（答通）

二品能久親王隨行茨城縣下土浦近傍ヘ出張ヲ命ス(同)　侍從試補　岡田善長　廣幡忠朝

非職被仰付(三月九日陸軍省)　陸軍六等出仕　桐山爲一　元東京大學教授　樫村清德

非職被仰付(三月十一日文部省)

○日本粒米の課稅に係る米國大藏卿の裁定　昨年八月中日本より桑港へ粒米二萬封を輸入せしも此の輸入商某は右粒米は食料米にあらず單に麥酒釀造の用に供するものゝみにて其輸入の目的も之に過ぎざる旨を當港稅關へ申立てたり然るに鑑定官に於ては右粒米は白米なるゆ故に一封に付き一仙半の稅を課すべき者なりとの判定を下せり是に於て輸入商は之を米國大藏卿に上告せり右米の所謂稅則粒米の部類に當るものなれば確に二割の從價稅を課すべきものなりとの意味にて其の裁定を仰ぎしに大藏卿は其の白米なるや否は問題に至りては宜しく之を審定すべきとの指令と當稅關長に下せり稅關長は大藏卿の指令に遵ひ精細檢査の末竟に輸入商の申立通の裁決せり

然るに同年十月三十一日に至り大藏卿代理フェヤーチャイルド氏は更に指令書を當港稅關に附與せり其の指令に曰く千八百八十五年十一月二十日以降は粒米課稅類別法に係る同年六月二十五日及其の他一切の裁定を取消し更に同商品は其の粒の大小に從ひ或は之を白米に屬せざるに一封に付き二仙四分の一の稅を課すべき者とし又は之を白米に屬せしめ一封に付き二仙四分の一の稅を課すべき者とし若くは粉米と之とに二割の從價稅を課すべしと所謂粒米と稱する商品は稅關官吏に於て之を彼のファウラー米會社から千八百八十五年に輸入せる粒見本と同一なれば決して粉より大なる粒なりとせざむべしと云ふ前段の理由に因て二仙半の相場なりとの意味なり(本年一月二十日)

○日本と桑港との運賃　日本より桑港へ輸入せる物品價格を前年同月に比し十八年の增は次の如し

	千八百八十五年	千八百八十六年
美術品類	一千一百八十八人	一千一百八十六人
米國産貨物	一千八百二十五人	一千八百二十五人
尻高	一千八百八十六人	一千八百二十五人
書籍雜誌類	一千九百八十二人	一千八百八十六人
眞鍮品類	二千人	二千人
製藥材及料理	二千〇九十九人	二千〇九十九人
木綿製品類	二千二百十六人	二千二百十六人
鬚剃石器類	二千九百三十四人	二千九百三十四人
玩弄品類	二千九百四十七人	二千九百四十七人
日本より輸入	三千二百人	三千二百人
生皮類	三千二百八十四人	三千二百八十四人
皮革類	三千四百二十八人	三千四百二十八人
家具及旗人帶品類	四千九百六十六人	四千九百六十六人
珠玉及金銀貨類	五千〇三十六人	五千〇三十六人
金屬器類	五千〇四十二人	五千〇四十二人
紙製品類	八千六百二十八人	八千六百二十八人
種子類	一萬七千百廿八人	一萬七千百廿八人
生絲	一萬六千八百廿二人	一萬六千八百廿二人
日本より輸入	一千八百八十七年十一月二十日以降ハ粒米課稅類別法ニ係ル同年六月二十五日及其他一切ノ裁定ヲ取消シ更ニ同商品ハ其ノ粒ノ大小ニ從ヒ或ハ之ヲ白米ニ屬セザルニ一封ニ付キ二仙四分ノ一ノ稅ヲ課スベキ者トシ又ハ之ヲ白米ニ屬セシメ一封ニ付キ二仙四分ノ一ノ稅ヲ課スベキ者トシ若クハ粉米ト之トニ二割ノ從價稅ヲ課スベシト所謂粒米ト稱スル商品ハ稅關官吏ニ於テ之ヲ彼ノファウラー米會社カ總計二二九五五三弗(總計ノ報告)

○大阪通信　一千八百八十五年中ノ國事犯嫌疑者ノ同嫌疑者ノ一治療中なるが昨年養生中ある由なれども症に罹り是亦爲りと又同犯の人長々しく意見由(大阪繼港